他よりの五十圓にて漸やく一日を凌ぐ又白米の分配を受けたのであるが、更に十七日の食糧がないので、坑夫側代表者八名は六日午後十三時炭坑事務所で坑長に會見して土日分の食糧支給方を交渉したので、坑長側は關係者たる金子兵吉に交渉し共に盡力することにはなつたが事情急迫の爲貯炭全部を賣却して（百圓を得）之を分配し七日八日の兩日辛じて糊口を凌ぐと謂ふが如き狀態であつた。從つて坑夫側は事業主の無責任を非難するも、前記の如く事業主は逃亡し且つ後繼者たらんとする金子兵吉は未だ單なる試掘者に過ぎざるが故に格別不穩の行動には出でざるも坑夫側の實情顧る同情すべきものあり警察當局に於ては福岡鑛山監督局と共に金子兵吉並に其の出資者に關して極力善處する旨懇談したのである。

財團法人 協調會福岡出張所

かくて現坑長並に金子兵吉は八日正午、前坑長等と會見し協議の結果同日午後五時前坑長より炭坑事務所に於て、金子兵吉は責任者に非らざるも特に草鞋錢として男二圓女一圓（最初は一人一圓宛）を支給する旨發表した。然るに坑夫側は增額僅少に憤慨し遂に我等は坑長等と共に此處に餓死する。と稱して會見後も坑長等を看視して去らしめず同所に莚を敷き約百名の坑夫は徹宵九日の朝に至つた。

かゝる狀態にて坑夫側の窮乏狀態は頗る同情に値するも坑長に對する行動は不法監禁罪を構成するに至るを以て所轄小倉警察署は坑夫側幹部に要急解決の得策なるを諭したる結果九日午前五時坑夫側は警察に白紙一任て調停を依賴して一同事務所を退いたのである。